山江村農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年10月14日(金)午前8時59分から午前9時30分
- 2. 開催場所 山江村役場 2階 大会議室
- 3. 出席委員(13名) 農業委員 6名 推進委員 7名
- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第35号 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第36号 非農地証明に対する認定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
- 6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立願います。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は6名で、本日の出席委員は6名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和4年10月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。次に、日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

はい。では、ありませんということですので次に移ります。

事務局長

次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長 にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員にお願いいたします。

議長

次に日程5、議第35号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第35号についてご説明いたします。総会資料の1ページをご覧ください。議第35号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和4年10月14日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、2ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請の内容でございます。(申請地所在について説明)。(申請人について説明)。3ページが申請書の写しであり、関係事項等につきましてはご覧の通りとなっております。

(申請内容について説明)。申請地の農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に役場があることから「第3種農地」であると判断いたしました。4ページ目から5ページ目に位置図、現況写真を添付しております。現地調査につきましては譲受人、譲渡人、担当農業委員委員、担当推進委員と共に10月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので担当農業委員より 補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。10月7日、午前9時よりですね、譲受人、譲渡人、事務局長と担当推進委員、そして私の5名で行っております。(申請地所在について説明)。現状としましては2畝くらいの面積ですけれども、役場より300メートル以内ということであって、農地法でいくと心配はないということであります。周りには栗等が植えてありますけれども、それは今後の話し合いでどうにかしていくということでございます。以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑 に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方から、何か質疑・意見等ありませんか。

(なしの声)

議長

はい。農業委員の方、推進委員の方、質疑・意見等がないようですので、それでは採決をいたします。議第35号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第35号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第36号「非農地証明願に対する認定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と概要の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは、議第36号につきまして、ご説明いたします。総会資料の6ページをご覧ください。議第36号「非農地証明願に対する認定について」農地法第2条第1項の規定に該当しない土地として非農地証明願の届け出があったので認定について審議を求める。令和4年10月14日提出、山江村農業委員会会長。7ページが非農地証明願の写しです。(申請内容について説明)。非農地となった時期や事由につきましてはご覧のとおりとなっております。8ページに調査報告書を、9ページ目から11ページにかけまして現況写真を添付しております。現況の詳細につきましては記載のとおりで、営農条件は著しく劣るものとみています。現地調査につきましては、申請者、担当農業委員、担当推進委員と共に10月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明します。10月7日金曜日ですね、午前9時30分より申請者の方、事務局長、担当推進委員、私の4人で立会いをしてきました。(申請地所在について説明)。9ページと10ページ、位置は分かると思うんですけど11ページの方で見てもらって、このとおり近所の方で草払い等はされてはいますけど、農地としてこうやって行くのは厳しいものがあるかなと、私も近くにずっと住んでいますけれども、田んぼとか畑で使われているのは見たことがないので、地主の方も今、遠方に住んでおられてですね、今後 農地としてやっていくのは厳しいのかなと思っています。慎重な審議の程をよろしくお願いします。

議長

はい。同様に立会いをしました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。別にありません。

議長

それでは、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませ んか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは、採決をいたします。非農地証明 の認定について異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、非農地証明に対して認定し証明書を発行する ことで決定いたします。

議長

次に、日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。

- 〇ホームページ用議事録(案)について
- ○第2四半期報酬について(10/21振込)明細確認
- 〇令和4年度利用状況調査について
- ○活動報告書未提出者の提出について。

議長

はい。日程7その他のところで何かありませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは次に日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程9「閉会」に移ります。以上をもちまして、農業委員会10月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 4 年 10 月 14 日(金)午前 9 時 30 分終了
議長
委員
委員